

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>県道中津川三峰口停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市中津川字向山一〇六番二地先 から同市中津川字向山一〇五番二地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年十月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一三・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>